



すみりんニュース

No.67

編集・発行 公益財団法人住吉隣保事業推進協会
編集発行人 理事長 友永 健三

公益財団法人住吉隣保事業推進協会 〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東5-6-15
TEL(06)6674-3732 FAX(06)6674-3700 <http://www.sumiyoshi.or.jp/>

【この号の内容】

- 住吉部落史研究会 2018 『1970年代の住吉地区の実態と部落解放運動の展開』
講師：小住 光（部落解放住吉住宅自治会・住吉第5町会会長）……………1-11
- 住吉隣保事業推進協会のうごき
理事会・定時評議員会を開催……………11
2019年度「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座 10月例会のご案内…11
ご寄付のお礼とお願い……………12
賛助会員を募集しています！……………12

去る2月23日（土）午後3時半から5時半まで、住吉隣保事業推進センター1階交流スペースで、2018年度「住吉部落史研究会」が開催されました。

テーマは、「1970年代の住吉地区の実態と部落解放運動の展開」で、講師は部落解放住吉住宅自治会・住吉第5町会会長の小住光さんでした。

1970年代は、住吉地区にとって、部落解放運動が大きく盛り上がり、まちづくりも飛躍的に前進した年でした。またこの時期には、アサヒ衛陶跡地差別事件等も生起し、これに対する取り組みも展開されました。

小住さんからは、手作りの当時の地域の地図を使いながら、住吉地区の姿が次々と変化していった経過が話されました。なお、当日の参加者は27名でした。

【参考】「1960年代の住吉地区の実態と部落解放運動」については、『すみりんニュース』No60と62号をご覧ください。

■2018年度住吉部落史研究会

1970年代の住吉地区の実態と部落解放運動の展開

講師：小住 光
（部落解放住吉住宅自治会・住吉第5町会会長）

●はじめに

私は、船場センタービルで働いていましたが1970年に財団法人住吉隣保館の職員になりました。その時は19歳でした。19歳で解放会館・隣保館の職員になり、60歳の定年まで働きました。勤めた41年の間、施設の名前は、

隣保館から解放会館、人権文化センター、市民交流センターへと4つも変わりましたが仕事の内容は一緒です。

41年の間に1970年代の解放運動を経験しました。当時、川口隆男さんは24歳で支部の書記長でした。私は支部の役員ではありません

でしたが、当時のようすをできるだけ思いおこして、みなさんにお伝えしたいと思います。

まず、この手づくりの地図を見てください。この地図には、その家に住んでいる人の名前が書いてあります。この家の人たちが立ち退いたのちに、住吉の公共施設が建ちました。そして両サイドに住宅が建ったということがわかります。例えば6・7号館は、1975年に建ちました。ここは工場の跡地なので、地図では人が住んでいません。1978年に保育所ができました。この地図で言うと山本鉄工所のところですよ。その周辺に住んでいる人たちが協力してくれて、公的施設が建ちました。そういうことがこの地図からわかります。

住吉住宅集会所のある場所は、昔、池でした。その池を掘り返したら、骨がゴロゴロ出てきたという話です。それは何かというと、と畜していたからです。だから、もうすぐ油が出てくるんじゃないかと思っています。

次に資料（冊子「ようこそ！わたしたちのまち住吉へ」）を見てください。住吉のまちづくりについて第一期から第五期まで書いています。その第三期について説明します。資料にある年表の第三期が、今日、私が話すテーマです。1969～1980年までの約10年間です。

●第三期 「特別措置法」期限切れまで

1969年に同和対策事業特別措置法（以下、「特別措置法」）が制定され、国や自治体をあげて部落問題に取り組むこととなるなかで、本格的な環境整備が行われました。この時期のまちづくりは3つの特徴があります。

《住民参加》

1つ目は、住民が参加したことです。この住民参加は、家を立ち退いてまちづくりに協力してくれたという住民の参加も含まれます。それと女性部（当時は婦人部）や青年部、学校の教員など、約1カ月間1,000人が実態調査にかかわりました。こういう住民の参加です。このなかで一切協力をしなかったのがお寺で



す。むしろ反対運動を繰り広げました。真願寺闘争については後程触れます。全ての人が無理かたちで協力してくれました。特に大きかったのは家の立ち退きです。家の大きさに関係なく、家を提供した人たちがいたから、公共施設や住宅が建ち、そこに多くの人が入居できました。それがとても大きなことでした。

1970年に「部落解放住吉地区総合計画小委員会」を地区住民で設置して検討を開始しました。1972年に部落実態調査が実施され、地域の実態や課題を明らかにしていきました。この調査を通じて地区住民の部落差別撤廃への自覚とまちづくりに対する参加意識を高めることに成功しました。なぜ、これがわかるかというと、この時代にどんどん要求組合ができていくからです。昔、1・2号館が建った当時、住田利雄さんや梶川国男さんは「住宅なんか建つかい、住宅建ったら逆立ちしてムラを歩いたるわい」というような言葉をかけられました。まだそういう時代でした。

今、私は10代目の町会長ですが、当時の町会は、保守的でした。支部を立ち上げた住田さん、梶川さんが運動をおこそうとしたら「アカの運動やからやめておけ」というふうに言われた時代でした。そのなかでようすをみながら、やっぱり支部に入ろうかな、要求組合に入ろうかなというどっちつかずの人がいました。しかし、どんどん住宅が建っていくから、やっぱり支部に入ろうとなっていました。住宅に入りたかったら、住宅要求組合に入れば、住宅が当たる。そういうことでどんどん加わる人たちも増えてきました。

1970年代には、生活保護受給者に対する差別発言がありました。「働けるのに生活保護受けて」「税金の無駄遣いや」などの発言が民生委員会議に出て、当時の議長であるA市議が注意もせず見過ごしたことをその場にいた地区出身者の民生委員が問題提起し、発言の差別性を指摘しました。責任を追及する闘いへと発展しました。最終的には、A市議は大衆の前で謝罪し、地元では生活保護受給者組合ができました。

それから1965年に同和対策審議会答申（以下、「同対審」答申）が出て、1969年に「特別措置法」が出て、一気に支部員が630人になりました。しかし、それは要求に目覚めたのか、差別に目覚めたのかわかりません。

1977年には、解放会館ができました。この年に青年が狭山700キロ徒歩行進をします。1978年に大阪府連から支部員登録について問われて確認したら905人いました。一番多い時は、1981年で1,003人でした。今は330人ぐらいです。

《専門家が参画》

2つ目は専門家が参画したということです。専門家とは、まちづくりの専門家です。

この資料は、1953年のムラのように手書きでつくりました。この時にメインロード・盆踊りロード・町内の運動会ロードがありました。それ以外は、路地など細い道です。それをまちづくりのなかで、昔で言う運動会などをやりました。子どもたちのパン食い競争などもやりました。盆踊りロードはここです。風呂屋の通りです。昔、この風呂屋からこのSさんのところまで二重三重になって踊りました。まだ私が幼少のころのことです。当時は2時ごろまで踊りました。今は駅を降りてからまっすぐ道が通っていますが、昔は駅前に梶川国男さんの家がありました。まちづくりの一環で、駅前に一本道を通して駅前商店街ロードにしようという構想がありました。構想通り、一時的には商店街に店舗は入りま

したが、今は空き家の商店街になりました。シャッター街で、ちょっと残念です。助六も閉店しました。

《総合計画にもとづいて》

住吉地区では、青少年会館、解放会館（2010年からは市民交流センターすみよし北と名称変更）、保育所、総合福祉センターなど公共施設が地区の中心南北軸に沿って建てられました。うちの地区の全体をざっと見ると羽子板みたいなかたちですね。羽子板の真ん中に公共施設が並んでいます。北から体育館、青少年会館、解放会館、乳児保育所、総合福祉センター、幼児保育所があります。以前はそこに生協がありました。それらの両側に住宅があります。ということは人が公共施設井によるように構想されたまちづくりであるということです。これが専門家の知恵です。

《6つの原則》

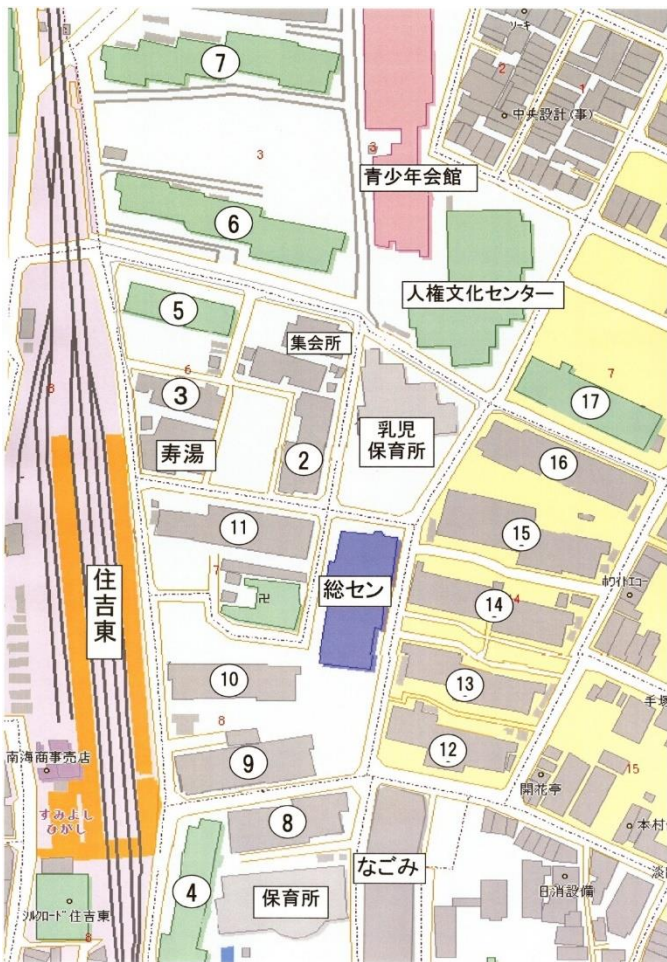
3つ目は、「6つの原則」です。これはみなさんご存知だと思います。

6つの原則の1つ目は、我々が永住する町づくりです。この「永住する」とは、ここで生まれて死んでいくということです。

2つ目は、すべての地域住民を対象とするまちづくりです。これは、今は取り組みに反対していても、いずれは我々と一緒に取り組んでもらうのだということです。

3つ目は、人間のつながりを大切にする町づくりです。住吉は、人のつながりを大切にするということから、住宅の建て方も工夫しました。昔の長屋を想定した廊下式（横式）で、縦型の階段式はありません。隣近所づきあいを大事にしようということで横式になっています。

4つ目は、住民の健康を守る町づくりです。健康を守るということで、風呂屋や診療所をつくりました。今は、百歳体操をしたりしていますね。



* 総合計画に基づいたまちづくりの図面

5つ目は、子ども・高齢者・障がい者がのびのびと生活できる町づくりです。

6つ目は、近隣住民に開かれた町づくりです。様々な施策がすすみ、地域では、工事を頻繁にしていました。ここが済んだら、次にまた工事という具合でした。周辺に住む人にとっては、また工事が行われ、大きな車が行き来し、家が傾いたりして大変でした。近隣住民の協力もあり、トラックも通ることができ、工事がすすみ、町ができました。だから近隣に開かれた解放会館でなければならぬ、すみよし隣保館 寿でなければならぬのです。

《多かった仮設の建物》

総合計画にもとづいた施設が建つまでは、仮設の住宅・施設ばかりという時期もありました。仮設住宅、仮設老人憩い、仮設障害者センター、仮設の生協店舗等です。散髪屋も仮設でありました。「なんやここの地区、仮

設ばかりやな」ということを言われた時期もありました。なぜ仮設かというと、土地が空いたからそこにすぐ建物を建てていくと、ぐちゃぐちゃになってしまうからです。だから、一定の広さを確保するまで住宅や施設は、仮設でした。保育所の前も2棟か3棟ぐらい仮設住宅でした。風呂屋の前も仮設住宅でした。なごみのところも仮設住宅でした。だから住んでいる人を仮設住宅に移動して、あるいは御崎第一住宅30軒、第二住宅90軒か100軒に住吉から約150軒が移っています。6・7号館ができたので、みんな帰られるだろうと思っていました。当時は、入居できる、できないと言った言わない等やり取りに要求組合でも難儀しました。そういったこともあり入居基準づくりをしました。

《みんなの協力で実現したまちづくり》

6つの原則、専門家の参画、住民の協力参加、この3つが動いてはじめてこのまちづくりができました。私はよく自慢します。第五町会は、住吉連合地域活動協議会・構成27町会の一つですが一つの町会でこんな施設、こんなまちづくりした町会はありません。支部があり、運動があり、そしていわゆる法律がありました。そして、みんなの協力があってできました。これだけのまちづくりを考えるということはなかなかできません。それができたのは、ムラが貧しかったということと、ムラを変えていかねばならないという運動や思いがあったからです。差別された反発で良くしていこうというのが強かったから、どんどん参加者が増えていきました。

《1969年、同和对策事業特別措置法の制定》

1969年に「特別措置法」ができました。当時は、「特別措置法」とはいったいなんだろうというぐらいでした。まだ、活用しようとか武器にしようか思うところまでいっていませんでした。まだわかっていない時期でした。

「特別措置法」という制度を簡単に言うと、例えば住宅を建てるのに、100万円かかるとしたら8割、2/3ほどが国から補助が出ます。それを活用しようということを運動体から地方自治体・大阪市に交渉しました。中央・国には「8割補助せよ」と交渉しながら、地元の大阪では「早く建てよと」交渉していきました。6・7号館を建てるのは、当時2億か3億ぐらいかかりました。その8割補助だから、大阪市の負担は軽減されたのです。だから同和対策で、事業が急速に進展していきました。

同和対策事業が次々と実施されていくと、部落解放同盟の運動に反対していた同和会系の人々が、自分達にも事業をよこせと主張し始め、窓口一本化をめぐる闘いもありました。

《同和対策事業の見直し》

「特別措置法」は大きな武器になりました。しかし十分武器として活用していたのかどうか、その辺は支部の指導の力量が問われます。支部員の数は増えました。昔は、6名でしたが1,003人まで増えたのはすごいことです。これだけ増えて、質も高まったかと言えばそうではありませんでした。

「特別措置法」も名前が変わり、そろそろ終焉かという見直しの問題が出てきました。同和対策を見直そうというものです。これは例えば、公務員所帯が4人所帯で、同和対策による特就費を貰っていることが社会性を持つのかどうかなどです。同じ職場で同じ4人所帯のところで「お前のところまだ特就費を受けているのか」と言われて「まだ受けてるよ、何が悪いねん」と言うだけで、説得できるかどうかということです。仕事に就く前は生活が厳しかったけれども公務員になって給料もらっているのに特就費を貰っていてもよいのかという問題です。その時に合わせて見直さなければならないのではないかという時代が1980・1990年代におこってきます。

《その他の1970年のまちづくりについて》

それと1970年に御崎4号館、御崎の保育所ができます。そして住吉の5号館、老人憩いの家もできます。1975年に6・7号館ができます。このあたりから住宅ができていきます。しかも3DKでした。同公住宅（同和向公営住宅）ベランダもあるけれども、板の間もあって洗濯置き場が防水加工されているから風呂桶を設置したら風呂場になるという具合になっていました。当時は、まだ風呂を付けられませんでした。洗濯等で水漏れしてはならないので、洗濯置き場を防水にしてもらいました。そこに入居者の負担で二人用の風呂の窯、ホーローかステンレスを設置して月賦で払うように工夫しました。6号館の前で展示しました。ここから大きく変わります。1976年には住吉東駅前に生協ができました。

また1976年は、寿湯や仮設の身障センターもできました。そして1977年に解放会館や体育館もできました。1978年に青少年会館や乳児保育所ができ、10・15号館ができました。上住吉の1・2号館もできました。その時に、アサヒ衛陶跡地差別事件がありました。これは後程触れます。そして14号館が完成します。

●1970年代の住吉地区の解放運動の「特徴」

次に、1970年代の住吉地区の解放運動の「特徴」について話したいと思います。

この時期は、まちづくりにむけ実態調査をしたということと、総合計画実行本部を設置した時期です。専門家の参画で6つの原則をうちたてたということ、対大阪市助役交渉で住吉のマスタープランを認めさせました。

みなさん、大阪市交渉の経験があると思います。よく市交渉と言っていたものです。交渉の際、地元に来るのは課長級の人たちです。課長以上は来ません。部長や局長、助役は向こうに行かねば出てきません。しかもそのような人たち相手には、ひとつの支部で交渉はできませんでした。大阪府連・市内ブロックに入ってもらわないとということでした。住



* 総合計画についての大阪市交渉（1973年11月6日）

吉は運動が立ち遅れていたのもそういうことになっていました。

1973年11月6日に対市助役交渉（徹夜交渉）をしました。女性部がおにぎりをつくってくれました。我々のぶんと大阪市の職員たちのぶんもつくり持って行っていました。それでもなかなか「うん」と言いませんでした。しかし、助役も女性部のおにぎりのやさしさに心をうたれたのか、休憩後に帰ってきたら「住吉のまちづくり、わかりました」と急に態度が変わりました。それでさっとすすむわけです。

●年代別にみるまちづくりの発展と組合の結成

「ゆりかご」から「墓場」までの関係組合

「ゆりかご」から「墓場」までとは、赤ちゃんを妊娠したら妊産婦対策、子どもが生まれ保育所に行ったら保育対策、子どもが大きくなって小学校・中学校に行ったら小・中学校の対策、高校に行ったら高校奨学金、大学に行ったら大学奨学金、「家が欲しい」となれば、住宅要求組合、住宅に入ったら入居者組合、住宅を管理しなければならないから管理人組合、車を持っていたら駐車場利用者組合、生活に困ったら生活保護者組合、身体に障害があれば障害者組合、60歳になったら老人会、ありとあらゆる組合がどんどんできました。

だから支部員も増えました。何もなかったら増えません。ただ、その増やすときに、入会する時に、どう位置づけをするかということで地区協講座や初級解放講座など、色々組合の学習会が企画されました。それを受けなければ組合員になれない、対策を受けられないということでした。生活保護・障害者・老人の三対策などについての学習会は必ず来ます。参加し、この対策はなぜ支給されるのかということを経験や支部の役員が話し合っ、みなさんに伝えるということをしていました。

この間にできた組合等を紹介します。1960年に中学隣明会、1962年に車友会、1965年に生業資金利用者組合、1967年に保育父母の会（教育守る会）、高校友の会、1968年に生活保護者会、1969年女性部・住宅入居者組合・身体障害者組合、1970年に青年部、1971年に子ども会・仕事要求者組合、1973年に誠友老人会・公務員部会、1974年企業者組合、1975年保育労働者目指す会・教育を考える会・大学友の会・壮年部、1976年には御崎駐車場部会・女性（婦人）の仕事要求組合・保育守る会・体育館指導員めざす会。1977年妊産婦守る会・郵政職員めざす会・教師めざす会、1979年仕事要求組合、1980年住宅管理人組合、1981年駐車場利用者組合というように、各種組合がどんどんできていきました。一人の人が複数入る場合もあります。1970年代はそういう激動の時代でした。

●あいつぐ地域・学校・職場での差別事件との闘い

まちづくりはしなければならない、学校や地域でどんどん差別事件が起こる、それらも闘わなければならないと、本当に忙しい激動の時代でした。まず、町内紛争です。

①町内紛争（1969年）

この時に主婦の会が中心になって婦人部から女性部へと変わりました。

②A市会議員差別事件

A市会議員の差別事件に対する闘争で、生活保護・障害者組合・老人会ができました。

③矢田教育差別事件（1969年）

この事件はどういう事件か簡単に言うと、大阪市教職員組合の東南支部の選挙がありました。ある候補者により「同和のことで家に帰るのが遅くなりまへんか」という差別ハガキが組合員に配布されました。これは、教育労働者の労働条件の悪化の原因を同和教育の推進にあるとした差別ハガキだとして糾弾闘争が展開されました。

住吉における同和教育に関して重要な動きとしては1968年9月に住吉の同和教育推進協議会が結成されました。

住吉の地区内には空き地がなかったため、地区内に公営住宅が建つまで、住之江区の御崎にも150世帯ほど移り住みました。だから御崎の3校を推進校にしました。推進校にしたなら校舎建設や教員の処遇がちょっとマシになります。

だから住吉小学校と東粉浜小学校の待遇は未だに違います。なぜ住吉小学校には、給食棟やホールがあるのか。東粉浜小学校は、運動をしていないから給食棟がありません。PTAも支部も動かなければなりません。闘いがあるのはじめて物事が変わります。

④学校での差別事件～その1

イー1970年に住吉中学校・南陵中学校で差別発言がありました。

ロー1971年には、住吉中学校で住吉の卒業生4人が、卒業式で部落出身だと部落民宣言しました。

「住中に差別があったらあかん、みんな協力して」というふうに訴えて、卒業しました。

⑤結婚差別事件

また、あいつぐ結婚差別事件がこの時期にありました。住吉でもありました。うちのムラではありませんが、徳島県の部落出身の女性が住吉区にあるスーパーで働いていました。そして、大阪市内の郵便局に勤めていた男性

と恋仲になりました。しかしながら、部落出身だと分かれば結婚を反対されると思い悩み、自殺しました。男性の親は堺市の学校教員でした。その後、糾弾闘争をしました。あの時の大阪府連の役員であった榎並明一さんの詰めかたには、惚れました。覚醒させられました。解放同盟の糾弾闘争は、すばらしいと思いました。茨木のN地区でも部落の青年の結婚差別事件があり、Nさんが自殺しました。

⑥学校での差別事件～その2

イー1972年と1973年に住中・住小で差別落書きがありました。この時に、これではダメだということで子ども会の指導員を確保して活動がはじまりました。

ロー1976年には住吉小学校と住之江郵便局で差別落書き事件がありました。郵便局で連続4回あったので郵便解放研をつくりました。

⑦アサヒ衛陶差別事件

1978年にアサヒ衛陶跡地差別事件がありました。上住吉住宅建築の際、部落の同和住宅よりも公園をつくれという声があがりました。町会に入られない、校区編成の問題へとつながっていきました（詳しくは後で話します）。

⑧1983年、真願寺闘争（11号館住民の日照権・新生活運動へ、詳しくは後で話します）

このようにまちづくりをしながらこのような差別事件とも闘ってきました。だからムラ中はごった返していました。

アサヒ衛陶跡地差別事件

住宅の用地買収がすすまず、大阪市が代替案を持ってきました。本当は100軒ほどある一角の用地を買収し、住宅を建てるはずでしたがなかなか買収がすすみませんでした。青少年会館などが建っているところはなぜ買収がすすんだかという、公共施設だったからです。みなさん、しぶしぶ買収に応じてくれました。しかし、住宅は別でした。同和の住宅を建てるために立ち退かなければならないの

かと反対にありました。当時、アサヒ衛陶の跡地が売りに出されていたので、大阪市は、あそこに変更してくれないかということで代替案を持ってきました。

支部としては、既に御崎に150軒ほど移住しています。一旦分離すると組織力が弱くなるので分離するのは反対だと言っていました。しかし、上住吉は比較的近いので仕方ないなど、支部は了解しました。了解したので、工事に取りかかろうということになりました。そうしたら地元から「公園をつくれ」、「同和住宅反対」という声が出ました。そして、「駅前の荒くれものが来たら土地の値段が下がる」という差別発言がありました。住民の意見としては、公共施設なら考えるが、住宅なら協力できないということでした。

大阪市教育委員会は、上住吉の子どもたちの校区を墨江小ではなく、住吉小学校にしました。上住吉のところに住宅が建ったら通常、墨江校区になり、学校は、墨江小学校と三稜中学校になります。三稜も墨江も過大過密校です。90軒中子どもがいるのは60軒ほどでした。余裕がないから、住吉小学校・住吉中学校に行きたくらいということでした。そのことによって、住吉小学校の前に住んでいる子が東粉浜小学校に行くことになりました。なぜかという、上住吉の子どもが住吉小学校に来るからです。その親は「私たちは学校の前に家があるのに、あいつらが来るから東粉浜小学校に行かなければならない」という差別発言がありました。大阪市はどう責任をとるのか。これは、結局差別校区です。大阪市は不自然な校区としていますが、地元は差別校区としてしています。そういう闘いをしました。結局、どうなったかという学校選択制が導入されてうやむやになりました。

問題が残っているのは、未だに地元町会に入ることができていません。上住吉は住吉第五町会なんです。道路の向こうは墨江校区です。こちらは、第五町会、第四町会です。上住吉は、こぶみみたいなカタチになっています。

「そんなのはおかしい、線はもっと下げよ、むこうに」と言いましたがそれもできない。そういうおかしいことになっています。

真願寺闘争 (11号館の住民の日照権を守る闘い)

そもそもの発端は、寺の書院増築で3階建てにするという話が出たらしいです。当時11号館の管理人から「こんなビラが来た」と支部に持ってきてくれました。見たところ、3階建てで周辺住民の日照権の問題が出てきました。そこで反対しました。支部は単に反対ではなく、日照権の問題だから3階ではなく2階にするとか、1階を立て直すとかであれば構わないけれどもということ、提案しに行きました。しかし、真願寺は、住民の要求を無視して共産党の弁護士に相談する行動にでました。それに対して、老人会の結束と行動で、寺の前で抗議の座り込みをしました。あれはすごかったです。マイクロバスを動かして工事の車が入れないように実力行使にしました。一方で支部は、寺のことなので、北御堂副輪番の高倉さんに相談し、仲介してもらいました。本人に来てもらい、説得してもらいました。

真願寺闘争は済みましたが、根本的な問題が残りました。地区の冠婚葬祭のあり方についてです。祭壇やお布施、粗供養・夜のもてなし・香典やしきみ櫛など、いわゆる「新生活運動」として改革していく方向が出され、今日に至っています。

例えば、集会所を使う場合は葬儀社を使ってA祭壇・B祭壇・C祭壇として50万、30万、10万とします。これらから選んで、それなりにしてもらおうというふうになりました。A祭壇ではお布施はいくらというふうになりました。お布施でお経が変わるというのを聞いていました。

寺が地域を守り、地域が寺を守るようにしなければならないのに、それがごちゃごちゃになっていました。お寺だけが悪いわけでは

なく、そういう寺にした我々もあかんかったです。

●激動の1960～70年代の運動に参加して 学んだ点—思い出集—

①対大阪市交渉について

先にも少しお話しましたが、当時、地元での交渉は課長級が来てしていました。支部単独でそれ以上の交渉はできませんでした。住吉は計画が遅れていたため、府連も参加し、助役・建築局交渉を展開しました。そして助役交渉でマスタープランを確認しました。夜遅くまで続き、団結おにぎりの差し入れもありました。

②要求別の課題別の交渉を地元で展開

民生局は、三対策、保育所建設、保育所の要員についての交渉です。都市整備局は、住宅要求と入居の補修、駐車場、管理人。教育委員会は、子ども会・学校関係。同和対策部は、差別事件関係・交渉の窓口ですから差別事件等交渉の窓口で同対交渉をしてきました。これが私の思い出深い話です。

③6号館・7号館の建設と入居について

住宅については、6～7号館で140戸完成しました。当時の要求組合員は160世帯でした。そしたら20世帯残り、全部入られない。次の要求をしなければならなりません。160世帯の内100～110軒ぐらいが入居したと思います。あとは立ち退き協力者用に6のつく(206、306…)部屋をあけました。5のつく部屋は支部執行員というふうに配置しました。立ち退き協力者用に部屋を確保したのは、ある人は、大阪市と土地や住宅売却の値段を交渉しています。立ち退き後、入居できる住宅がなかったらどうしようかと言いながら、勇み足で判子を押した人もいます。「お宅の家は確保しているから、じっくり交渉し。納得するまで。家は確保しているから」と伝えました。支部は、ややこしくなるからそういった案・知恵だけを伝え、交渉の現場には一切入りませんでした。

あとで聞いたら、「うちにあそこより安く買わされた」とか「高く売れた」とかいうのがありました。そんなことがあったので、支部は初めから交渉の場には入りませんでした。

6～7号館は、はじめてエレベータがつけました。

一番大きかったのは、民主的な住環境をつくるために、要求組合としていろいろな運動を企画したこと。部屋の間取り、台所の広さ、洗濯場の防水・将来風呂をつけるということなどを検討したり、モデルルームも見に行きました。住宅要求組合の中に大工さんがいてその人を中心に数人で見に行きました。大工という専門家に見てもらい、^{はり}梁なども指摘してもらいました。そのようなこともあって6～7号館はちゃんと点検してもらいました。他にも入居基準や入居配置案・対象世帯の10回の学習会や、そのためのABCランク別集会・立ち退き協力者の位置づけなどもしました。

入居基準をどのようにつくったかという、まずは、そこの家の家族数です。そしていわゆる地区出身者であるかどうか、所帯の収入、今住んでいる家族の配置です。加えて10回の学習会への参加状況です。80点以上はAランク、60点以上はBランクになります。Aランク集会では、執行部が5のつく部屋に誰が入るかわかりません。目隠しをして選びます。他のAランクの人は、ここから好きなところを選んでください。第一、第二、第三希望を書いてもらい、決めていきます。Aランクの人が終わったら、次の日にBランクの集会になります。空いている部屋を自由に選んでもらいます。最後はCランクになります。選ぶところが少なくなりますが、点数が低いから仕方ありません。

しかし、この取り組みであれば、80点ギリギリでAランクの人と79点ギリギリのBランクの人がでてきます。それで揉めたりもしました。どうしたものかと思いましたが、Bに近いAランクの人とたくさんいるし、Aに近い

いBの人もたくさんいると話しました。そして、そうかと納得してくれました。ちゃんと点数を見せて話しました。民主的な取り組みをしているから自信を持ってできました。この基準があって、他の住宅もきっちりと地元で基準を作ってやりました。あとは役員の配置です。管理人をしなければならぬので5の部屋に入ってもらいました。

あれから40年が経過しました。

永住する町づくりの基本となる解放住宅（間取り、入居基準、入居配置等）住民自身の手で1975年12月18日から入居作業がはじまり年内には新しい住居で新年をむかえられる喜びは、今振り返れば良い思い出になりました。

解放住宅にふさわしく、しかも7階建てでエレベーター付き、故障の際の対応などについて入居後も管理人会議は頻繁に行い、140戸の住宅も40年経つと、半分以上が入れ替わり当初からの入居者も少なく、今や高齢者向け住宅となってしまいました。

④学習会・研究集会の企画について

学習会や研究集会の開催についてです。要求組合員がどんどん増えるので、学習していかなければなりません。組合加盟の学習会、そして、地区協は対策をうちますから地区協講座です。対象受給者の学習会、いわゆる三対策の学習会とか高校育英資金の支給説明会などです。そういう学習会です。運動体としては解放講座として運動にかかわる学習会をしました。狭山事件や要求運動をどう組織するのかなど、初級・中級の解放講座を展開しました。

1973年には、第1回地区研究集会を行いました。このとき第1～5回までは、1日1回の毎日今日は狭山、明日はまちづくり、明後日は差別糾弾……という具合に5回やりました。それを何年か続けました。その後、それを2日間にしようとなりました。そして土曜の午後から全体会、日曜の朝から分科会ということになりました。ムラの中を人が練り歩

いていました。第20回（1992年）地区研究集会から今やっている「住吉・住之江じんけんのつどい」へ変わっていきました。

⑤上田選挙（参議院）・平澤選挙（府会）

上田選挙（1974年の参院選）は69万票で次点、最高の次点でした。上田の票を無駄にするなどということ、大阪の住吉区の社会党の票、約4000か4500票を守るために白羽の矢が平澤徹さんにあたりました。私の父も鉢巻をしめて、運動をしました。1975年・79年に挑戦しました。この時に朝市の安売りもしました。これらが生協運動にもつながっていきました。

⑥狭山700キロ徒步行進

1977年4月22日～5月23日、ちょうど解放会館ができた年です。当時は、「兄ちゃん、悪いけどな、狭山駅の狭山かいな」、「ちやうがな、埼玉県の狭山や」、「そんな遠いところの話をせんとな、うちの家の住宅のことなんとかしてな」、そんな話ばかりでした。とにかく狭山の闘いよりも住宅の補修をしてほしいなどという話ばかりでした。しかし、とうとうみんな何も言わなくなりました。それは運動の大きな成果です。女性部は、パッチや腹巻を石川さんに送ったりしていました。青年は、様々な行動をしていました。1980年代には、自転車行動もしていました。

1977年4月22日～5月23日まで、狭山事件を訴えるため、大阪から東京まで700キロ徒步行進に4名の青年が参加しました。主な駅で街宣をしたり、企業の労働組合と交流したりしました。そして子ども会、女性部、公務員部会が1日連帯行進しました。名古屋での行動では、大川恵美子さんが駅前で「えらいことだっせ、えらいことだっせ」と訴えながら狭山差別裁判のビラをまきました。一つの支部が大きな課題を掲げて、全国行進を展開したのです。

1974年10月31日の寺尾判決のときに（10.31）、住吉から観光バス4台・200人で狭山に行きました。10万人集会でした。この

とき私は青年で、行動隊で先に行きました。4人ほど住吉から青年・行動隊で中央に行っていました。

一方、学校では、1.28の同盟休校などがありました。保育守る会、教育守る会は、自転車行進・風船行動などをしました。色々な取り組みをしました。駅前にベニア板で赤門を作りました。鳥居みたいに赤い門をつくり、何やこれというぐらいの鳥居をつくりました。

駅利用者の市民にアピールするために6・7号館の西側の階段のおどり場の側面に狭山差別裁判反対という貼り紙をしたり、4トントラックに「俺は無実だ」という看板をつかって、メーデーのデモに出たり、ありとあらゆることをしました。

●おわりに

そういった取り組みを色々して、ムラの中が、狭山、まちづくり、組合づくり、差別糾弾闘争というような取り組みをした70年代でした。あと80年代はまちづくり、90年代は人づくりと言って、どんどん外に目をむけていきました。ムラの中だけでなく、広がっていくという一環で私も連合町会をやっています。これから課題もあると思いますが、現在の執行部は非常に若い。若い執行部で早いなあと思うけれどもみなさんの温かいまなざしとやさしさで、支えていって欲しいと思っています。私を支えてくれたように。(拍手)

■ 隣保事業推進協会のうごき

理事会、定時評議員会を開催しました

去る2019年6月4日(火)19:00より理事会、6月20日(火)19:00より定時評議員会をそれぞれ開催しました。

今回の理事会・評議員会においては、主に2018年度事業報告、決算報告を行いました。

2018年度事業の成果と課題を報告し、理事会、評議員会において積極的な討議がなされました。これまで住吉地域の課題を解決する

ため、隣保事業を中心として事業を行い、実績を積み上げてきましたが、今後はより一層隣保館が地域福祉において担う働きが重要になることが討議を経て確認されました。

その役割を住吉隣保事業推進センターが、今後もどのような形で果たしていくかについても討議され、特に、隣保事業を継続、推進していくためには、財務基盤を安定化させることが課題であること、財務基盤安定のためには、取り組んでいる事業をわかりやすく伝えて、当法人に賛同していただく賛助会員を増やし、寄附の増収をはかっていくことなどが検討されました。また公・民間問わず、隣保事業に資する助成を得るための情報を収集し、できるだけ早期に支出超過の財務状況を脱するために取り組むを行うことが確認されました。

以上のような討議を経て、理事会、評議員会において、2018年度事業報告、決算報告は承認されました。

「人権のまちづくりを考える」すみよし 連続講座10月例会のお知らせ

「もしものための話し合い もしバナワークショップ」

「もしものための話し合い」＝「もしバナ」
人生の最後にどうありたいか。ゲームを通じていっしょに話し合いませんか。

日時 2019年10月5日(土)13:30~15:30

会場 住吉隣保事業推進センター3階大会議室

講師 かしましシスターズ

磯野 由紀子さん、上村 久美子さん、
臼井 啓子さん(iAPC公認もしバナマイスター)

参加費 500円(賛助会員250円)

定員 40名

☆申し込み・問合せは、
住吉隣保事業推進センター
(06-6674-3732)まで



ご寄付のお礼とお願い

当法人では、総合生活相談（無料法律相談含む）、自主学习支援事業、就労支援事業、居場所・食育事業、識字・日本語教室支援、公益貸室事業、図書事業、人権教育推進事業などを公益目的事業として実施しています。

具体的には、支援を要する方々の身近な相談場所として、学習支援の場所として、また地域の誰にも開かれた交流の場所・居場所として、人権啓発の研修、講座、人権のまちづくりの拠点としての様々な事業を実施しており、これらは皆様のご寄付によって支えられています（ご寄付は、個人からだけでなく団体からも受け付けております）。

いただきましたご寄付は、法人で実施するこれらの公益目的事業の経費、住吉隣保事業推進センターの維持管理に使わせていただきます。

私たちの取り組みに、ご理解とご協力をぜひお願いいたします。

なお、公益法人に対してご寄付された方は、税制上の優遇措置を受けられます。寄付額に応じて、個人又は法人の所得から一定額が控除されます。（詳しくは事務局までご相談ください）

【ご寄付の方法】

下記、口座にて銀行振込によるご寄付を受け付けています。直接事務局へのご持参いただいても結構です。

振込先口座①

みずほ銀行 住吉支店（店番号：471）
普通口座（口座番号：1606068）
口座名義 公益財団法人住吉隣保事業推進協会

振込先口座②

大阪信用金庫 住吉支店（店番号041）
普通口座（口座番号 0115047）
口座名義 公益財団法人住吉隣保事業推進協会
住吉隣保事業推進センター
（大阪市住吉区帝塚山東 5-6-15
電話 06-6674-3732）

*ご寄付の際には、寄付申込書に必要事項をご記入いただきます。

☆2019年度は、7月26日現在で、7名の方から総額1,071,000円のご寄付をいただいています。ありがとうございました。引き続きご支援賜りますようお願いいたします。



賛助会員を募集しています！

住吉隣保事業推進協会は、法人の事業活動を後援する賛助会員を募集しています。

加入していただければ、当法人の活動をまとめた機関紙「すみりんニュース」をお送りします。また、当法人が主催する指定講座に参加費半額免除でご参加いただけます。

<年会費>

個人：3,000円
団体：10,000円

【申し込み方法】

所定の申込用紙に必要事項をご記入の上、年会費と一緒に、当法人にご提出ください。

■公益財団法人住吉隣保事業推進協会
ホームページアドレス
<http://sumiyoshi.or.jp>

*「すみりんニュース」は、2カ月に1回、奇数月に発行いたします。

